

平成24年度第6回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	平成24年7月5日（木）午後2時～午後3時48分
開催場所	本庁 東庁舎4-3会議室
出席者	市長、副市長、総務部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、教育部長、上下水道部長、病院事務部長、二見総合支所長、小俣総合支所長、御園総合支所長
審議事項	
1	浄化槽設置整備事業補助金の改正について <環境生活部>
2	市役所本庁舎（本館）の改修について <総務部>

1 浄化槽設置整備事業補助金の改正について <環境生活部>

概要

現在、浄化槽設置者（専用住宅のみ）に対し、国・県・市が1/3ずつの割合で補助金を交付している。（下水道認可区域内は市単独分のみ補助）

このうち、県負担分について、新築家屋での設置費用に対する補助金を平成26年度から廃止し（平成25年度は激変緩和措置としての半減）、単独槽・汲み取りからの合併浄化槽へ転換する場合のみを補助対象とする方針が県から出されたことから、今後の伊勢市の方針について、審議を行なった。

<改正方針案>

- ①県の方針にあわせ、平成26年度から新築家屋に対する補助金を廃止し（平成25年度は激変緩和措置としての半減）、単独槽・汲み取りから合併浄化槽へ転換する場合のみを補助対象とする。下水道認可区域内も同様とする。
- ②県は、単独槽・汲み取りから合併浄化槽への転換を促進するため、従来の補助金に加えて、配管・撤去費用の一部を上乗せする補助する制度を新設したが、下水道区域との不公平感等の影響が懸念されることから、見送ることとする。

結論

再協議とする。

主な意見・補足等

- ・平成13年から単独浄化槽が製造中止となり、設置できるのは合併浄化槽のみとなった。浄化槽のタイプ（単独または合併）が選択できない状況となり、合併浄化槽を設置するインセンティブが働かなくなったことから、県は平成21年度から補助制度の廃止の意向を示していた。しかし、市町が反対したことにより、補助制度が継続されていたという経緯がある。

- ・ 国の方向は？
⇒国は、市及び県の1/2を補助するが、方向性は変わっていない。
- ・ 下水道区域との公平性が重要な点となる。公平性の視点として、1つは、個々の住民が設置する際に、直接支払う負担額であり、もう1つは、下水道区域には多額の資本が投入されている点にあると考える。
- ・ 浄化槽を設置する経費と、下水道を使用する際に必要となる費用との比較は？
⇒新築の場合、設置費としては、合併浄化槽が83万7千円（県の試算額）であるのに対し、下水道は受益者負担額と工事費となる。受益者負担額は、面積及び地区により大きく違うが、旧伊勢の場合、15万円前後が多い。また、工事費は10～30万円程度となるケースが多い。一方、ランニングコストは、合併浄化槽が年間5～6万円程度であるのに対し、下水道は、上水道の2万円程度である。
- ・ 合併浄化槽と下水道との住民負担の差が大きいのであれば、現在の補助制度を廃止できないと考える。伊勢市の改正方針案と同じ方針を示す他市町もあるとはいえ、下水道の普及率が高い地域とは同条件にならない。
- ・ 配管・撤去費用の一部を上乗せする補助制度については、インセンティブが弱く、あまり効果のない制度である。また、下水道区域との公平性の観点からも好ましくないと考える。

資料 付議事項書

2 市役所本庁舎（本館）の改修について <総務部>

概要

市役所本館は、0.75以上の耐震性を確保するよう耐震補強工事を行い、併せて今後20年以上使用していくよう、設備等の改修及び改修後の本庁舎のレイアウトを庁内で検討していくよう決定したことから、平成24年4月に本庁舎改修プロジェクト会議を立ち上げ、6回にわたり検討を重ね、改修案を作成した。その内容について審議を行なった。

<主な内容>

1 改修工事について

- ①網戸設置、②空調機器の更新、③照明灯具の高効率器具への取替え、④セキュリティ強化、⑤浸水時の避難場所及び備蓄倉庫をかねた立体駐車場の建設、⑥1階フロアタイルの改修、⑦OAフロアの設置、⑧天井の補強、⑨配管及び配線の改修

2 改修工事方法について

- ①1フロア毎に工事をする「居ながら工事」で約3年の工期で実施する方法。
 - ②本館全館を空にし、すべての工事を1年の工期で実施する方法
- ①、②を比較し、騒音・振動や工期など市民への影響がより少ない、①を採用する。

また、改修の時期については、平成25年10月にご遷宮が予定されており、多くの観光客が伊勢を訪れることから、その時期は、足場を架けたり覆いをするような工事を避ける必要がある。そのため工事着工は、早くても平成26年2月以降とする。

3 改修時の事務所配置について

本館を空にするため、現在本館に配置されている部署の移動が必要となる。市民の利用を踏まえ、混乱や迷惑のかからないようにすること、市の施設を可能な限り活用し、仮設庁舎の建設を抑えることとし、検討を行なった。主なものを列挙する。

- ①東庁舎には、窓口業務の課を残す。
- ②東庁舎1階の部署は来庁者が非常に多いため、改修工事中、他の階へ移動することは、市民の混乱を招きやすいため、現状どおりとする。また、移動する課を少なくした。
- ③東庁舎に入りきらない部署については、御園総合支所及び小俣総合支所を活用する。
- ④御園総合支所及び小俣総合支所を活用しても、都市整備部及び議会関係の移動先がないため、都市整備部については、中電前公用駐車場へ約700㎡の仮

設庁舎を建設し、議会関係は、労働福祉会館の1フロアを借用する。

- ⑤議会（本会議及び委員会等）の開催は、市民活動センターやハートプラザ等のホールを利用する。
- ⑥文書や書棚ロッカー等の仮置きスペースが皆無のため、改修工事後会議等として利用できるよう、分館跡地に仮置場及び事務室を建設する。（改修工事後、会議等として利用すると、夜間や休日の本庁舎への立入の抑制とり、セキュリティ面が向上する。）

4 改修後のレイアウトについて

本館1階が見渡せない現状であり、動線的に動きにくい配置となっているため、検討している。

5 概算費用について

(1) 概算費用合計額は、約16億1,877万円

【内訳】

- ①庁舎耐震改修（5,153万円）※平成24年度当初予算計上
本館耐震補強、回廊手すり取替え、階段側壁補強・・・など
 - ②東庁舎電気関係設備改修（1億1,600万円）※平成24年度9月補正予算計上予定
東庁舎蛍光灯取替、東庁舎冷暖房機取替
 - ③浸水対策工事（4億2,320万円）※平成24年度9月補正予算計上予定
エネルギー棟新築、非常用発電機設置、消防用ポンプ設置、飲料水タンク・圧送用ポンプ設置・・・など
 - ④耐震補強工事（9,950万円）※平成25年度当初予算計上予定
外部足場・内部足場・養生、本館天井補強、玄関改修・・・など
 - ⑤浸水対策工事（2億3,714万円）※平成25年度当初予算計上予定
文書保存庫増設工事、公用車立体駐車場建設工事・・・など
 - ⑥本館改修（6億1,140万円）※平成25年度当初予算計上予定
冷暖房機取替、給排水管改修、蛍光灯取替、電気配線改修、窓サッシ取替、廊下床改修、事務室床改修、会議棟新築工事、エレベーター改修、太陽光発電装置新設・・・など
 - ⑦その他（8,000万円）※平成25年度当初予算計上予定
仮事務所建設、仮事務所移転費用
- (2) 合併特例債を活用する予定である。また、津波対策経費については、別の有利な起債を活用する。（合併特例債の期限は、5年間の延長が決定した。）

結論

各部からの意見を聴くこととし、再協議となった。

主な意見・補足等

- ・ 工事費用が大きすぎると感じる。
- ・ 本庁舎のメンバーで、本庁舎改修プロジェクトとして検討しているが、本庁舎と東庁舎との関連が大きいことから、合わせて考えないと大切な視点が抜け落ちる恐れがある。庁舎全体として考える必要がある。
⇒まずは、建物を守ることを優先して、本館の改修がメインと考えていたため、東庁舎のメンバーは入っていない。今のメンバーでは足りないことから、メンバーを追加する必要がある。
- ・ 文書保管庫の増築、会議等の建設の必要性は？文書については、「永年保存」の制度を廃止するなどして、保存文書を減らすなどの措置を行なっている自治体がある。
⇒保存文書を減らすことは大切であるが、制度を変えるまでのレベルでは検討していない。改修工事中、文書の仮置場が必要となる。また、会議棟については、現在、会議室が絶対的に不足している点と、セキュリティ面での不安に対処する点から、必要であると考えている。
- ・ 会議室については、稼働日数等のデータが欲しい。近隣のシティプラザを使用するなどの視点も必要。レイアウトについては、専門家に相談して検討するほうが良い。
- ・ 消防庁舎の移転を進めており、仮設庁舎については、現在の消防庁舎の活用も考えられる。また、仮設時の災害時の対応方法も整理しておく必要がある。
- ・ 小中学校の適正配置に伴う校舎の活用などの視点もあってよい。
- ・ 議会を労働福祉会館へ移動させることについては、疑問である。
- ・ 改修時には、多目的トイレについても検討して欲しい。
- ・ 現庁舎を20年間持たせるために必要な、最低限の改修でよい。
- ・ 改修についての経緯は、①庁舎の耐震、②津波対策、③老朽化への対応、④レイアウトの変更、であることと、改修の目的が、市民サービスの向上と職員の働きやすさであるを再確認すべきである。
- ・ プロジェクトで検討を進める上において、どこまでのレベル・範囲で改修を行うかを決定する必要がある。